

令和7年度

行政監査結果報告書

定期監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年3月

小野市監査委員

小 監 第 1 3 6 号

令和 8 年 3 月 1 3 日

小 野 市 長 蓬 萊 務 様

小 野 市 議 会 議 長 平 田 真 実 様

小 野 市 教 育 長 小 西 博 泰 様

監査委員 藤 原 京 子

監査委員 前 田 光 教

行政監査、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告書の

提出について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定による標記の監査結果
の報告書を、同条第9項の規定により、次のとおり提出する。

目 次

1	監査の種類	2
2	監査の対象	2
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の実施場所及び日程	3
6	監査の結果	3
【行政監査】		
(1)	「公有財産等の取り扱いについて」	4
【定期監査】		
(2)	総務課	7
(3)	財政課	9
(4)	市民サービス課	11
(5)	I C T推進課	13
(6)	税務課	14
(7)	学校教育課	16
(8)	教育総務課	18
(9)	いきいき社会創造課	20
(10)	スポーツ振興課	24
(11)	市立小野特別支援学校	25
【財政援助団体等監査】		
(12)	(特非) 小野市国際交流協会 [財政援助団体]	26
(13)	小野ハーフマラソン実行委員会 [財政援助団体]	28

監 査 報 告 書

1 監査の種類

小野市監査基準第4条第1項第6号に規定する財政援助団体等に対する監査、同条第2項に規定する定期監査及び随時監査。

なお、この監査は前述の基準に準拠し、実施した。

2 監査の対象

(1) 行政監査 「公有財産等の取り扱いについて」

(2) 定期監査 総務課、財政課、市民サービス課、ICT推進課、税務課、学校教育課、教育総務課、いきいき社会創造課、スポーツ振興課、市立特別支援学校学校

(3) 財政援助団体に対する監査

(特非) 小野市国際交流協会、
小野ハーフマラソン実行委員会

3 監査の着眼点

行政監査においては、事務の執行が、定期監査においては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、それぞれ法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

また、財政援助団体等監査においては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の主な実施内容

行政監査においては、市長部局に対して関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取する方法で監査を実施した。

定期監査においては、本年度実施の監査対象部署に対し、関係職員の出席を求め、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の状況、契約事務、財産の管理等につい

て、疑義の点について説明を聴取するとともに、証憑書類及び諸帳簿等を抽的に調査した。

財政援助団体等監査については、監査対象団体の施設に赴き、当該団体の職員から説明を聴取し、諸帳簿等を確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理がされているかに重点をおいて監査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- ・行政監査【監査テーマ：「公有財産等の取り扱いについて」】

5月19日～2月20日 書面

- ・定期監査【対象部署：市民サービス課、ICT推進課、税務課、財政課】

10月22日 小野市役所会議室

- ・定期監査【対象部署：教育総務課、学校教育課、市立特別支援学校】

11月26日 小野市役所会議室、教育サポートセンター会議室、
学校会議室

- ・定期監査【対象部署：総務課、いきいき社会創造課】

12月15日 小野市役所会議室、好古館

- ・定期監査【対象部署：スポーツ振興課】

1月30日 小野市役所会議室

- ・財政援助団体に対する監査【対象部署：(特非)小野市国際交流協会、

小野ハーフマラソン実行委員会】

1月30日 小野市役所会議室

6 監査の結果

本年度実施した監査対象部署等における、事務の執行、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実施状況、契約事務、補助金事務等については、概ね良好に処理されているものと認められた。

なお、各監査の結果及び改善すべき事項は、次のとおりである。

(1) 公有財産等の取り扱いについて

1 行政監査の概要

公有財産の管理及び運営については、地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定めている。運用の点では、各部署に対して個別に定期的な監査を実施しているため、この度は、公有財産の現況と、公有財産台帳（以下、「台帳」という。）、及び、条例、規則、規程（以下、「条例等」という。）を比較し、総合的な観点から、公有財産を適切に管理しているかに重点を置き、監査することとする。

2 監査対象の公有財産

地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下、「法」という。）第238条第1項各号に規定する公有財産のうち、第1号の不動産を監査の対象とする。

なお、公有財産については行政財産と普通財産に分類するが、同条第4項において「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と定義している。

また、小野市公有財産規則（昭和41年規則第1号）（以下、「財産規則」という。）第2条第2項では、行政財産を公用財産、公共用財産、企業用財産に種類分けし、以下のとおり定義している。

- ・ 公用財産 … 市において公用に供し、又は供することと決定した財産をいう。
- ・ 公共用財産 … 市において公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。
- ・ 企業用財産 … 市において、市の企業の用に供し、又は供することと決定した財産をいう。

このように、公用財産とは、市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産、公共用財産とは、市民が共同で利用することを目的とし

て市が供与する財産、企業用財産とは、地方公営企業の用に供する財産、普通財産とは、それら以外の一切の公有財産であると一般的には区分されている。

参考までに、法第244条第1項において「普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」と定義する公の施設については、公共用財産の範疇であり、法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する条例（以下、「設管条例」という。）を定めることとされている。ただし、福祉を増進する以外の目的（社会公共秩序維持や収益目的など）で設置した施設については、公共用財産であっても公の施設に該当しない。

3 監査の結果

公有財産の管理について監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、公有財産の現況や設置目的、条例等の整備状況などを検証の上、改善を検討していただきたい事例が複数見受けられたため、以下にそれを記す。

◎ 台帳の財産分類を変更すべきもの		13件
・ 公用財産から公共用財産に変更	1件	
・ 公用財産から普通財産に変更	1件	
・ 公共用財産から公用財産に変更	4件	
・ 公共用財産から公用、又は普通財産に変更	2件	
・ 公共用財産から普通財産に変更	5件	
◎ 2以上の施設を1施設として台帳に登載すべきもの		10件
◎ 台帳に新規に登載すべきもの		3件
◎ 台帳から削除すべきもの		11件
・ 道路（歩道、附属物含む）に該当するため	5件	
・ 法定外公共物（認定外道路）に該当するため	3件	

- ・法定外公共物（水路）に該当するため 2件
- ・撤去済み施設のため 1件

◎ 設管条例を制定、又は改正するべきもの 4件
 （但し、うち1件については、同一目的の24施設である。）

◎ 今回の監査では改善検討に至らないものもの 15件
 （但し、うち1件については、同一目的の24施設である。）

その他、所管部署、所在地番、施設名称等について、台帳の記載事項と実態とに軽微な相違が見受けられたが、所管部署に留意を促すにとどめ、本監査結果には記載しないものとする。

4 まとめ

本年度の行政監査では、「公有財産等の取り扱いについて」をテーマとして、行政財産及び普通財産（対象とする土地及び建物）を適正に管理しているか、公有財産を所管する部署に書面で質疑し、その後、公有財産管理主管部（財政課）と調整した。

各施設における結果については、「3 監査の結果」で述べたとおりであるが、改善検討事項で多い案件をまとめると、以下のとおりであった。

- ① 台帳に異なる財産分類で登載している。
- ② 台帳に登載すべきではない財産を登載している。
- ③ 一施設として台帳に登載する関連施設を複数の施設として登載している。

特に①については、貸付契約に係る公有財産であれば普通財産として登載するが、それ以外の公有財産については、公用財産や普通財産に相当する公有財産であっても、公共用財産として登載する傾向が顕著であった。

公有財産管理主管部においては、各公有財産の定義に立ち返り、財産分類に誤りがないか確認を徹底していただきたい。これは、新規の公有財産を台帳に登載する場合に限らず、施設用途を変更する場合も同様である。

なお、「3 監査の結果」に準ずれば、普通財産の割合が大幅に増加する。普通財産については、財産規則第6条第2項本文の通り、公有財産管理主管部に所属させることが原則であるが、続く但し書きにある通り、公有財産管理主管部より当該財産を管理するに適した部署がある場合には、業務の平準化と効率の観点から、その部署が所管するように検討していただきたい。

さらに、公の施設でありながら、設管条例を制定していない施設が見受けられたため、新規条例の制定、または既存条例への追記を進めていただきたい。

(2) 総務課

1 事務組織の状況について

総務課は、公印の管理、市議会の招集及び議案、訴訟、自衛隊員の募集、文書管理の総括、文書の保存整理等、公文書の公開、個人情報保護、審査請求、市長の資産公開、印刷物の発注、印刷機器等の管理、条例、規則その他例規の審査及び編さん、公告式及び令達、法規の管理運用、官報の保管整理、特別職の職員の任免及び委嘱、字の区域の変更、住居表示、地縁による団体の事務、庁内連絡調整会議及び部内会議、不当要求行為対策連絡会議、統計調査及び統計資料の作成、統計調査員、他部の所管に属さないこと、職員の定数及び配置、職員の任免その他人事、職員の給料、勤務時間その他勤務条件、職員の給与、職員に係る児童手当の支給、職員の服務、職員団体、職員の表彰並びに分限及び懲戒処分、職員の研修、人事評価、職員の福利厚生、職員に係る共済組合及び退職手当組合、職員の安全及び保健、職員の公務災害、特別職報酬等審議会、特定事業主行動計画に関すること等を担当している。

事務組織は、総務係、人事係の2係からなり、部長以下11名（会計年度任用職員2名含む）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、認可地縁団体証明手数料、自衛隊員募集事務交付金、統計調査員確保対策事業委託金、国勢調査交付金、コピー等実費弁償金、小野市統計書売払代金、研修派遣経費助成金、職員健康診断等共済組合助成金、健康管理保健指導共済組合助成金、職員互助会業務負担金、職員給与費等精算金、播磨内陸広域行政協議会事務局負担金であり、9月末における予算現額に対する収入率は20.2%である。

歳出では、特別職給与費等、職員給与費等、総務管理事務費、公文書公開事務経費、個人情報保護事務経費、行政不服審査事務経費、文書管理事務費、例規管理経費、人事管理事務費、給与計算等事務費、職員表彰等経費、職員採用経費、労働安全経費、職員福利厚生事業経費、派遣研修等経費、自主研修助成経費、会計年度任用職員給与費等、会計年度任用職員等社会保険経費、退職手当組合負担金、共済組合追加費用等負担金、旧恩給組合負担金、公務災害負担金、国勢調査費で、9月末における予算現額に対する執行率は52.8%である。

3 国勢調査について

当該調査は、5年に1度実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。実施に際しては、国が任命した統計調査員が全世界帯に調査書類を配布し、郵送や統計調査員による調査書類の回収、またはインターネット回答によって結果を集計する。

現時点では暫定的であるが、本市における調査書類の回収率、特にインターネットを利用した回答率においては、県内でも屈指であるとの説明があった。

現場を巡回する統計調査員にとっても、統計調査員を監督する側にとっても負担が大きい調査であるが、この度は、インターネット回答の割合が増加したことにより幾分か負担軽減につながったと聞く。今後、インターネットによる行政手続きや申請等に市民がより慣れ親しみ、次回の国政調査では、インターネット回答率がさらに向上していることを期待するものである。

4 出退勤の管理について

出退勤については、本庁に勤務する職員ではカードの読み取りにより、読み取り機を設置していないコミュニティセンター等の出先機関の職員では手入力により、L G W A N回線を配備していない出先機関や、勤務体系が複雑な消防本部を除き、それぞれ出退勤システムにより管理している。

これにより、出退勤の管理事務が5分の1程度にまで軽減している。

(3) 財政課

1 事務組織の状況について

財政課では、予算の編成、予算の措置及び予算執行の合議、収入支出命令の合議、地方債、資金計画、地方交付税、予算及び決算並びに財政事情の公表、土地開発基金、旅費、財務会計システムの運用及び管理、監査報告の処理、都市開発事業会計の予算及び決算、公有財産の総括及び普通財産の管理、庁舎の管理及び維持、電話交換及び庁内放送、備品等の購入、貸与及び処分の総括、市有財産の保険契約、市有財産の登記事務、庁用自動車の総括、公用車の交通事故処理（保険手続）、入札事務、（公財）小野市都市施設管理協会に関すること等を担当している。

事務組織は、財政係、管財係の2係で構成され、部長の下、10名（会計年度任用職員2名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税（普通交付税・特別交付税）、交通安全対策特別交付金、総務使用料、総務費国庫補助金、総務費県補助金、財産貸付収入、利子及び配当金、不動産売払収入、物品売払収入、一般寄附金、繰入金、繰越金、市預金利子、雑入、小切手未払資金組み入れ、地方債であり、

8月末における予算現額に対する収入率は37.4%となっている。

歳出は、財務管理事務費、職員給与費等、公有財産管理事務費、庁舎等維持管理経費、庁用自動車管理経費、バス運行管理経費、車輛購入経費、入札・契約事務経費、市民総合保険等経費、財務会計システム等管理経費、基金積立金、国県支出金等精算還付金、他会計借入金償還利子等、水道事業会計負担金、下水道事業負担金等、農業集落排水事業負担金等、長期債償還元金・利子、一時借入金利子、元利支払手数料等、予備費であり、8月末における予算現額に対する執行率は38.3%となっている。

3 職員等の旅費に関する条例における車賃について

職員等に支給される旅費のうち車賃については、小野市職員等の旅費に関する条例（昭和50年条例第3号）第14条第1項において、1キロメートルにつき23円と定めている。これは、当時の国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」）に倣い定めた金額であるが、平成2年度の旅費法の改正で23円を37円に改めたとき、本市では23円に据え置いた経緯がある。この旅費法については、さらに令和7年度の改正において、車賃が廃止され、自家用車を含め「その他の交通費」として実費支給へと改正されている。

平成2年度の旅費法の改正に倣わなかったことにより、本市の車賃については独自の金額となっているが、この度の旅費法の改正を契機に、本市においても、職員等が有する自家用車の減耗や車検代、保険代、何より近年のガソリン代の上昇を加味し、適正な金額への改正を検証していただきたい。

4 私用車の公用車扱いについて

私用車の公用車扱いに関する要綱第5条第3項において、事故処理には私用車両の加入している自動車保険を利用すると規定し、私用車両の公務使用を行うことのある職員には、自家用自動車使用届の提出を義務付け、自動車保険の情報を収集している。しかし、個人が加入する任意保険の使用目的には、主に「日常・レジャー」「通勤・通学」「業務」の3つの区分があるが、自家用自動車使用届ではそこまでの保険情報を網羅していない。

公用車両を配していない施設では、施設と庁舎との往復に、年間を通じて月15日以上の頻度で私用車両を使用することがある。その場合、職員が使用目的に「業務」を選択していなければ、公務中に事故が生じた時に、補償の対象とならない事態が想定される。

常日頃から、職員には安全運転を注意喚起していただいていることと思うが、万一、公務中に私用車事故が起こり、前述の理由により、加入保険の補償対象外となった際には、職員が損害額を実費負担することにならないよう望むものである。

(4) 市民サービス課

1 事務組織の状況について

市民サービス課では、市の広報活動と情報発信、市広報の編集発行、市勢要覧の編集発行、シティプロモーション、情報発信に関する動画制作、情報発信用の画像、動画等の一元的な管理、収集及び利活用、ソーシャルメディアを活用した情報発信戦略の企画立案及び実施、メディアミックス戦略による効果的な情報発信手法の調査及び研究、市民の請願、陳情、要望及び苦情の受理並びに処理状況の確認、多様な広聴のしくみづくりとその運用、市民意識の把握及び分析、市政懇話会の企画及び実施、法律相談その他市民相談、庁舎案内、国際交流事業、区長会、自治会掲示板設置助成事業、地域コミュニティの拠点づくり、高齢者等地域コミュニティ活動拠点づくり事業、地域のきずなづくり支援事業、文書の発送及び收受に関すること等を担当している。

事務組織は、広報・SNS発信係、広聴・市民活動係の2係で構成され、部長の下、9名（会計年度任用職員3名、再任用短時間勤務職員1名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、外国人受入環境整備交付金、区長便配送料実費弁償金、市町日本語教育体制づくり事業補助金であり、8月末における予算現額に対する収入率は22.3%である。

歳出は、庁舎総合案内等業務経費、庁用郵便等経費、広報管理事務費、広報発行経費、まちな特派員経費、広聴管理経費、市長への手紙実施経費、市民相談等経費、情報発信推進事業経費、職員給与費等、地域のきずなづくり支援事業経費、自治会事務経費、自治会市政連絡事務経費、自治会掲示板設置助成経費職員給与費等、交流活動経費、国際交流事業開催経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は52.8%である。

3 地域のきずなづくり支援事業について

当該事業では、高齢者を中心とした地域住民が、地域コミュニティ活動を主体的かつ積極的に推進するため、その活動に要する経費に対し市が補助金を交付することとなっている。自主防災活動、教養講座開催活動、健康増進活動のほか、令和5年度から9年度までの間には、デジタル化推進活動が、当該事業の補助対象である。

当該事業においては、交付申請や実績報告の様式で簡略化を進め、交付対象者の自治会による補助金活用を容易にし、事業の活性化を図っているところである。近年では、自治会においても情報共有アプリの活用が拡大していると見受けられるため、当該事業に参画する世代への情報共有アプリ普及率が一定以上に達した場合には、情報共有アプリを活用した申請を可能とする改正も視野に入れて、より活発な自治会の事業参画を望むものである。

4 広報誌の作成について

本市広報「ONO Press」については、継続的に広報コンクール等で受賞しており、極めて高い完成度を誇っている。特集制作の陣容では、職員3名が各月を受け持ち、取材で市内を奔走しているところである。

広報・SNS係においては、組織としては1係であるが、担当作業の輪番制を

取り入れるなどして、グループ制に近いものとして機能していると説明を受けた。人事異動により、担当する職員が交代しても、広報の読みやすさ等を保てるよう、今後もグループ制の強みを活かして制作に当たっていただくことを望むものである。

5 小野市国際交流事業補助金交付要綱について

当該要綱については、(特非)小野市国際交流協会(以下「協会」という。)の適正な運営の確保及び協会が主催する国際交流事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めている。しかし、当該要綱を制定した平成26年と比較して、外国人数や協会の業務量が大幅に増加しているにも関わらず、当該要綱の条文は平成26年から据え置かれたままである。

特に、補助金の交付対象には、国際交流事業に従事する職員1名の経費を計上することと定めているが、国際交流事業に係る業務量とは、職員1名が処理可能な業務量と隔たりがある。今後も外国人数が増加していくと見込まれる中で、現行の要綱による運用を維持することは困難と思われるため、要綱の見直しを検討していただきたい。

(5) ICT推進課

1 事務組織の状況について

ICT推進課は、高度情報化の推進、電子計算処理及び管理、住民情報オンラインの委託運営、ネットワークの運用及び管理、パソコンの管理、ホームページによる情報発信、電子自治体の推進、情報セキュリティポリシーの運用、ICTを活用した情報発信戦略の構築と推進、ICTを活用した政策の推進、市内公共施設における無線LAN環境整備等の検討、マイナンバー制度施行に関連する制度推進と全体統括に関することを担当している。

事務組織は1係で構成され、部長の下、8名(会計年度任用職員2名を含む)

の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、デジタル基盤改革支援補助金であり、8月末における予算現額に対する収入率は0.0%となっている。

歳出は、職員給与費等、情報管理事務費、総合行政ネットワーク管理経費、住民情報システム管理経費、インターネット管理経費、標準化・ガバメントクラウド移行経費、推進事務費、おのDXプロジェクト推進事業経費、住基・地方税等関係システム整備経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は12.1%となっている。

3 備品台帳と一覧表との突合について

当該部署においては、市職員に配備している全てのノートパソコンを所管している。これらノートパソコンについては、定数職員が5年使用した後、定数外職員が3年程度使用し、計8年程度で廃棄処分することとなっている。

この一連の管理については、当該部署が備付する一覧表に基づいているが、財務規則では、備品の状況を明らかにするため、備品台帳を備えることとなっている。備品台帳に削除漏れがないか確認するため、年に一度程度、備品台帳と突合ししていただきたい。

(6) 税務課

1 事務組織の状況について

税務課は、税務管理事務、市民税等の課税資料の収集及び調査、納税告知、納税相談、市税の不服申立て、公簿閲覧、証明、車両事務、手数料その他税外収入、市税等の収納、市税等の徴収及び滞納処分、不納欠損及び執行停止、市税に関する普及及び啓発に関すること等の業務を担当している。

事務組織は、市民税係、資産税係、収税係の3係で構成され、部長以下、26名（会計年度任用職員5名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、市民税、固定資産税、国有資産等所在市交付金、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、国有提供施設等所在市助成交付金、定額減税減収補填特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、督促手数料、臨時運行許可申請手数料、税務証明手数料、県民税徴収取扱事務委託金、市税延滞金、滞納処分費、コピー等実費弁償金であり、8月末における予算現額に対する収入率は54.4%となっている。

歳出は、行政情報システム管理費、税務事務管理費、市税賦課経費、市税徴収経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は49.7%となっている。

3 個人事業主の給与支払報告書未提出について

地方税法（昭和25年法律第226号）（以下、「地方税法」という。）第317条の6において、前年中、給与を支払った事業所や個人事業主には、1月末日までに市に給与支払報告書を提出する義務があると規定している。しかし、事業所から市に給与支払報告書が提出されていなかったために、事業所で年末調整したはずの従業員に、市から未申告者に対する案内が届いた例があると、監査において説明を受けた。

地方税法では、給与支払報告書の提出義務の定めにつき、第317条の7において、給与支払報告書の未提出、または虚偽報告に対する罰則規定を設けている。給与支払報告書が未提出の個人事業主には、従業員の未申告調査を通じて対策をとっているとのことであるが、罰金刑が科される重い違反であることを念頭に、より一層、提出義務の周知を望むものである。

4 個人事業主の償却資産申告書未提出について

固定資産の償却資産については登記制度がなく、課税客体及び納税義務者の把

握が容易ではないため、地方税法第383条において、所有者に対して償却資産の申告義務を課している。しかし、固定資産税については、申告納税方式ではなく賦課課税方式を執るため、この申告はあくまで参考資料にとどまる。

償却資産の申告漏れや全くの未申告については、地方税法第353条に基づく質問検査権や、地方税法第408条に基づく実地調査で明らかにするところであり、当該部署においては、税務署が有する国税関係資料閲覧（収支内訳書など）などから償却資産を調査している。これは効率性が高い手法であると思われるが、近隣市における償却資産の調査方法なども参考とし、引き続き、適正課税に取り組んでいただくよう望むものである。

(7) 学校教育課

1 事務組織の状況について

学校教育課は、教育計画の策定及び実施、教職員の任免、人事、内申等、教職員の服務、教職員の免許事務、履歴書事務、教職員、園児、児童、生徒の事故、教職員の給与、その他の勤務条件、福祉厚生、公務災害補償及び表彰、学校、その他の教育機関の運営、学校教育に対する指導助言、学校教育における人権教育推進指導、教職員の研修、教科書の採択、副読本及び配布事務、校区の設定及び調整、園児、児童、生徒の就学(園)及び転退学(園)、就学援助費、就学奨励費、学校教育予算の執行及び財務事務、学校教育振興に関する委託金及び補助金、小野市教育支援委員会、教育基金の管理運営、教育関係資料の収集及び活用、教育相談活動、教育サポートセンターの管理運営に関すること等を担当している。

事務組織は、部長以下16人（会計年度任用職員10人を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、幼稚園預かり保育料、地域子ども・子育て支援事業補助金(国・県)、

子育てのための施設等利用給付交付金（国・県）、要保護児童生徒就学援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金（国・県）、教育支援体制整備事業費補助金、特別支援教育就学奨励費負担金、スクールソーシャルワーカー事業補助金、スクールサポートスタッフ配置事業補助金、不登校対策支援員配置事業補助金、環境体験事業及び自然学校推進事業交付金、トライやる・ウィーク推進事業交付金（国・県）、自然体験活動推進事業交付金、ひょうごがんばり学びタイム実施委託金、道徳教育実践研究事業委託金、学校安全総合支援事業委託金、コミュニティ・スクール導入推進及び活動の充実を図る実践研究事業委託金、幼保小の円滑な接続推進事業委託金、その他特定目的基金、教育基金寄附金であり、9月末における予算現額に対する収入率は8.7%となっている。

歳出は、児童福祉総務費のうち、教育・保育施設等利用料助成経費と幼児教育・保育施設就園援助経費、教育費のうち、教育指導費、児童生徒指導費、学校管理費の教師用教科書等購入費（小・中）、教育振興費（小・中）、特別支援学校管理費、幼稚園費等であり、9月末における予算現額に対する執行率は43.3%となっている。

3 特別支援教育就学奨励費内訳表の決算報告書記載について

特別支援教育就学奨励費については、これまで、県が特別支援学校長を通じて給付していたが、本年度から、市が県から特別支援教育就学奨励費負担金として収入し、それを児童生徒保護者に支給する形に変更している。

県の事業ではあるが、市の一般会計から支出するため、毎年度作成する決算報告書には、小中学校保護者に支給した就学援助費・就学奨励費の内訳表を記載しているのと同様に、特別支援教育就学奨励費の内訳を決算報告書に記載していただきたい。

4 県費教職員の日報について

県費教職員においては、授業の予定などを管理するための日課表については作成しているが、授業を含む日々の業務実績を記録する日報を作成していなかった。

教員の超過勤務時間については、教育委員会においても短縮を推進していただ

いていることと思うが、第三者が各教員の業務量を測る資料があれば、より具体的な方策を講じることができると思われる。日報等により各教員の業務内容を見える化し、いずれの業務で時間外勤務しているのか把握できる体制作りを検討していただきたい。

(8) 教育総務課

1 事務組織の状況について

教育総務課は、教育委員会の会議、公印の管守、教育委員会の秘書、交際及び儀式、規則等の制定、改廃及び公告式、事務局職員及び県費支弁教職員以外の学校その他教育機関の職員の人事管理、学校、その他教育機関の設置、廃止及び財産の管理、学校施設、備品等の整備、充実、教育予算の総括及び財務事務、教育統計、教育委員会の庶務、学校給食センターの管理運営等を担当している。

事務組織は、教育総務係と給食センターがあり、部長以下36名（会計年度任用職員26名、再任用短時間勤務職員1名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、教育施設使用料、学校敷地使用料、学校体育館使用料(小、中学校)、中学校体育館改築事業負担金、理科教育等設備整備費補助金(小、中学校)、統計調査費委託金、物品売払収入、小学校費寄附金、中学校費寄附金、コピー等実費弁償金、電気使用料等実費弁償金、公衆電話取扱手数料、太陽光発電売電収入、教育環境整備事業債、中学校体育館改築事業債(旭丘中学校)、学校施設長寿命化事業債(河合中学校)、【繰越】中学校体育館改築事業補助金、【繰越】学校施設環境改善交付金、【繰越】幼稚園舎改築事業補助金、【繰越】教育環境整備事業債、【繰越】中学校体育館改築事業債(旭丘中学校)、【繰越】幼稚園整備事業債等であり、9月末における予算現額に対する収入率は0.1%となっている。

歳出は、教育委員会費、事務局費、教育指導費、教育環境整備費、小・中・特

別支援学校費、幼稚園費、小・中学校教育振興費、中学校建設費、幼稚園費であり、9月末における予算現額に対する執行率は20.4%となっている。

3 各校体育館の空調設備整備工事について

当該部署においては、各校の教室の空調設備設置工事を終え、体育館の空調設備整備工事に取りかかっているところである。教室とは違い、広い空間を冷房するため、教室に取り付けた空調設備とは異なる方式の空調を取り付けるとの説明であった。

近年、夏季の気温が上昇傾向にあり、屋内での体育授業でも熱中症対策を講じなければならない気候となっている。緊急時には避難所として使用することも鑑み、引き続き、整備工事スケジュールに基づき、適正に設備設置を進めていただきたい。

4 給食センターにおける食材費高騰への対応について

学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条において、給食センター施設及び設備並びに運営経費については市が負担し、それ以外の学校給食に要する経費については保護者が負担することと定めている。当該法令に基づくと、給食食材の購入に係る経費が増加すれば、保護者が負担する給食費の増につながる事となる。

当該給食センターでは、近年の食材価格の高騰を考慮し、令和6年4月に給食費を改定した。しかし、改定後に生じた、米価をはじめとする各種食材価格の更なる高騰に対しては、給食費に転嫁して保護者への負担を増やすのではなく、一般会計からの補助金に加え、メニューの工夫や、食材の購入を毎月の契約から学期ごとの契約に変更する等のコスト抑制策により賄っている。食材の市場価格が安定しない昨今、限られた予算の中での運用は困難なことと思うが、今後も健全な学校給食会計の維持に努めていただきたい。

(9) いきいき社会創造課

いきいき社会創造課には、1係と、図書館、好古館、あお陶遊館の3館、コミュニティセンターおの、かわい、きすみの、いちば、おおべ及び下東条の6施設があり、コミュニティセンターおのには分館、コミュニティセンター下東条には市民研修センターと屋内体育館を置いている。

1 係等における事務組織の状況について

(いきいき社会創造係)

いきいき社会創造係は、社会教育に関する総合企画及び推進、社会教育施設の管理及び調整、社会教育関係団体、家庭教育、生涯教育、芸術文化の振興、文化団体の指導育成、青少年教育、学社融合・連携に関する事務を担当している。

事務組織では、課長以下4名の職員（会計年度任用職員1名、再任用短時間勤務職員1名を含む。）を配置している。

(図書館)

図書館は、図書館事業の推進及び総合企画、図書館施設の管理、図書館資料の収集や一般公衆への利用、図書館資料の調査研究及び整理、保存、図書館資料の利用のための助言及び相談、図書館の行事の企画・実施等、図書館協議会に関する事務を担当している。

事務組織では、正規職員2名の職員、会計年度任用職員12名、会計年度短時間勤務職員3名を配置している。

(好古館)

好古館は、文化財保護委員、埋蔵文化財、歴史公園等の管理、文化財保護活動、好古館の資料収集、市史に関する事務を担当している。

事務組織では、主幹以下6名の職員（会計年度任用職員5名を含む。）を配置している。

(あお陶遊館)

あお陶遊館は、館の管理運営、事業の企画・実施等に関する事務を担当している。

事務組織では、会計年度任用職員 4 名を配置している。

(コミュニティセンター 6 施設)

各コミュニティセンターにおいて、管理運営、事業の企画・実施等、コミュニティづくりに関する総合企画及び推進に関する事務、人権啓発に関する事務を担当しており、コミュニティセンターおのには分館の管理運営、コミュニティセンター下東条には市民研修センター及び屋内体育館の管理運営に関する事務が加わる。

事務組織では、コミュニティセンターおのには主査以下 5 名の会計年度任用職員、コミュニティセンターかわいには副主幹以下 2 名の会計年度任用職員、コミュニティセンターきすみのには副主幹以下 2 名の会計年度任用職員、コミュニティセンターいちばには会計年度任用職員 3 名、コミュニティセンターおおべには会計年度任用職員 3 名、コミュニティセンター下東条には主査 2 名、会計年度任用職員 2 名を配置している。

2 予算の執行状況について

(いきいき社会創造係)

歳入は、隣保館運営事業補助金、文化振興基金、文化振興基金寄附金、文化振興基金繰入金、小野市短歌フォーラム短歌応募料、ハートフル・チャレンジテキスト売払代金、美術展出展料であり、9 月末における予算現額に対する収入率は 1.1%となっている

歳出は、管理事務費、文化振興基金積立金、成人式開催経費、連合 P T A 活動助成経費、文化連盟活動助成経費、子ども会活動助成経費、おの検定事業経費、市民文化賞開催経費、美術展開催経費、上田三四二記念「小野市短歌フォーラム」開催事業経費、コミュニティ活動推進事業経費であり、9 月末における予算現額に対する執行率は 88.7%となっている。

(図書館)

歳入は、自動販売機や郵便差出箱の敷地使用料、コピー代、自動販売機電気使用料、紛失図書等弁償金、拾得物還付金であり、9 月末における予算現額に対する収入率は 19.3%となっている。

歳出は、人件費、運営事務や施設維持管理経費、施設営繕費、図書・資料等購入整備事業費、図書館ボランティア推進経費、講座開設等経費であり、9月末における予算現額に対する執行率は43.0%となっている。

(好古館)

歳入は、歳入は、入場料、自動販売機や電柱等の敷地使用料、コピーや電気使用料等実費弁償金、講座受講者負担金、「小野の文化財」売払代金、好古館整備事業債であり、9月末における予算現額に対する収入率は8.1%となっている。

歳出は、堀井城跡ふれあい公園管理経費、好古館に係る職員給与費、運営事務費、施設維持管理経費、施設営繕費、特別展開催経費、企画展開催経費、ふれあい茶会開催経費、文化財保護に係る職員給与費、管理事務費、広渡廃寺跡歴史公園管理経費、金鐘城跡公園管理経費、文化財保護管理経費、文化財保存活用地域計画作成経費であり、9月末における予算現額に対する執行率は45.4%となっている。

(あお陶遊館)

歳入は、栗生駅前広場使用料（観光協会から）、電柱等敷地使用料、電気使用料等実費弁償金、講座受講者負担金であり、9月末における予算現額に対する収入率は54.6%です。

歳出は、陶遊館の人件費、運営事務や施設維持管理経費であり、9月末における予算現額に対する執行率は40.2%です。

(コミュニティセンター6施設)

歳入は、コミュニティセンター使用料、自動販売機や電柱等敷地等の使用料、隣保館運営事業補助金、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金、電気使用料等実費弁償金、コピー等弁償金、講座受講者負担金などであり、9月末における予算現額に対する収入率は、

- コミュニティセンターおの 43.9%、
- コミュニティセンターかわい 3.5%、
- コミュニティセンターきすみの 1.8%、
- コミュニティセンターいちば 0.2%、
- コミュニティセンターおおべ 34.1%、

コミュニティセンター下東条 29.6%

となっている。

歳出は、寺子屋事業推進事業、コミュニティ活動推進事業、運営事務や施設維持管理経費、講座開設経費などであり、9月末における予算現額に対する執行率は、

コミュニティセンターおの 52.1%、

コミュニティセンターかわい 40.6%、

コミュニティセンターきすみの 55.7%、

コミュニティセンターいちば 57.7%、

コミュニティセンターおおべ 47.4%、

コミュニティセンター下東条 42.3%

となっている。

3 各施設の老朽化について

築年数が浅いコミュニティセンターおのを除き、他のコミュニティセンターと図書館については、設置から年数が経過しているため、施設や設備の老朽化が著しい。市民が各施設を安心して使用できるように、日常的に安全確認していただくよう心掛けていただきたい。

4 各種イベントの開催について

当該部署においては、成人式、美術展、短歌フォーラムなど、様々な文化的イベントを開催している。成人式実行委員会や文化連盟など外部団体とも連携し、今後も文化事業の発展に貢献していただくよう望むものである。

(10) スポーツ振興課

1 事務組織の状況について

スポーツ振興課は、スポーツ振興に関する総合企画立案及び推進、体育、スポーツ施設に関する総合企画及び調整、学校体育、社会体育、学校保健、学校安全等関係団体、学校体育、学校保健及び安全教育、社会体育、食育、給食指導、総合体育館、匠台公園体育館、河合運動広場、大池総合公園内有料公園施設(野球場、陸上競技場、テニスコート)、榊公園野球場、浄谷野球場、小野希望の丘陸上競技場に関すること等を担当している。

事務組織は、部長以下16名(会計年度任用職員12名を含む。)の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、日本スポーツ振興センター共済保護者負担金、大池総合公園等使用料、総合体育館等使用料、中学校部活動指導員配置事業補助金等、医療費貸付金元利収入、電気使用料等実費弁償金、アルゴスイミングスクール事業収入等、体育施設整備事業債であり、10月末における予算現額に対する収入率は29.3%となっている。

歳出は、公園管理費、保健体育総務費、学校体育振興費、社会体育振興費、体育施設費であり、10月末における予算現額に対する執行率は47.2%となっている。

3 体育施設の老朽化について

当該部署においては、総合体育館、匠台公園体育館、小野希望の丘陸上競技場、河合運動広場といった、複数の体育施設を所管している。これらの施設では、総合体育館や匠台公園体育館のように、屋内施設が主となる施設であれば建物の老朽化、小野希望の丘陸上競技場のように、屋外施設が主となる施設であってもグラウンド舗装材の劣化が見込まれている。

施設の管理業務には人的、財政的負担がかかることと思われるが、どの施設も、土日はもちろん平日でも使用されている点から、市民から必要とされている施設であると見込まれるため、今後も点検等を欠かさず、高い水準で施設の状態を維持していただくよう望むものである。

(11) 市立小野特別支援学校

1 予算の執行状況について

歳出の特別支援学校費については、教育委員会が保留予算として直接執行するもの等を除いて予算配当が行われている。9月末現在の予算現額に対する支出済額の執行率は54.3%で、順調に執行されている。

2 正門の整備について

本校正門の鉄製門扉において、完全に閉鎖した状態から開放する際に、不具合が生じている事例が見受けられた。また、ブロック塀には、塗装剥げやカビなどが目立ち、総じて正門周りの老朽化が著しかった。

本来であれば、新年度の予算を措置した上で執行するところであるが、保護者が児童生徒の送迎する際、支障を来していることを鑑み、流用等で対応可能であるならば、本年度中にでも予算を確保し、改善していただきたい。

3 備品点検の結果について

本校においては、各部屋に備え付けている備品の状況を、定期的に教員がチェックしているが、うち何点かの備品には確認の印を付けていなかった。移動可能な備品については、別室で使用している可能性があるとのことであったが、使用後には速やかに本来あるべき部屋に戻し、その上で備品点検を実施して、過不足がないか確認していただきたい。

(12) (特非) 小野市国際交流協会

1 設立目的等

姉妹都市親善活動などの国際交流活動を行うため、平成15年に設立し、以降、小野市を中心とした周辺地域の住民と在住する外国人に対して、国際間の相互理解を深めるために、語学教室、国際親善交流、国際交流情報交換・提供及び外国人生活相談等に関する事業を行い、多文化共生の理念に基づき互いの文化や価値観の違いを認め尊重しあえる平和な社会の創造に寄与することを目的として、平成23年8月31日にNPO法人化した。

2 組織

協会には、理事11名（理事長1名、副理事長2名、理事5名）と監事2名の役員が置かれ、協会の目的に賛同して入会した84名と10法人の正会員により構成されている。

また、事務局に事務局長（理事を兼務する。）以下3名の職員が配置している。

3 事業

- (1) 語学教室運営事業
- (2) 国際親善事業
- (3) 多文化共生事業
- (4) 在住外国人生活支援事業
- (5) 国際交流を通じた青少年健全育成事業
- (6) 国際交流に関する情報交換・提供事業
- (7) 国際交流に関する事務受託事業

4 会計

令和5年度、令和6年度、令和7年度における市補助金、及び市委託料の支出状況は次頁のとおりである。

〔表〕 市補助金の推移 (単位：円)

事業種目	令和5年度 補助実績	令和6年度 補助実績	令和7年度 補助予定
(1) 国際交流協会運営補助金	3,600,000	3,910,000	4,960,000
(2) 国際交流協会多文化共生事業補助金	1,410,000	1,410,000	1,560,000
合計	5,010,000	5,320,000	6,520,000

※ 令和7年度補助予定額は、12月末時点の負担行為額である。

〔表〕 市委託料の推移 (単位：円)

事業種目	令和5年度 委託実績	令和6年度 委託実績	令和7年度 委託実績
(1) 国際交流事業委託料 (姉妹都市交流事業)	8,096,534	1,198,671	1,350,000

※ 令和7年度補助予定額は、12月末時点の負担行為額である。

当該補助金は、6月、7月、10月の年3回に分割して交付されている。

5 財務諸表の注記における人件費の計上について

財務諸表の注記に記載する多文化共生事業(事業費)、及び多文化共生事業(事務費・人件費)については、小野市国際交流事業補助金交付要綱(平成26年告示第54号)に基づき交付された補助金収入により運用してる。よって、両事業区分では、当該要綱に基づいた運用が求められる。

それを踏まえると、当該要綱第4条では、人件費以外の経費に対し交付された補助金を、国際交流事業に従事する職員の人件費へ流用して使用してはならないと定めているため、多文化共生事業(事業費)に対して交付された補助金を職員の人件費に充てることはできない。多文化共生事業(事業費)の人件費に費用を計上しているが、職員の人件費については、全て多文化共生事業(事務費・人件費)の人件費に計上するところである。

ただし、同要綱第2条第1項第1号において、補助金の交付対象となる人件費とは、国際交流事業に従事する職員で協会の理事長が承認した1名に係る給料、

職員手当、社会保険料等の人件費と定めているため、多文化共生事業で1名を超える人件費を要した場合には、超過した人件費を協会の自主事業で負担しなければならない。この度の会計処理では、多文化共生事業（事務費・人件費）の区分内で、超過した人件費を賄うために自主事業から財源を充てているが、そうではなく、超過した人件費を自主事業の経費として扱うよう改められたい。

(13) 小野ハーフマラソン実行委員会

1 目的等

小野ハーフマラソンを円滑に開催することを目的とする。

2 組織

小野ハーフマラソン実行委員会要領第5条第1項に基づき、名誉会長（市長）1名、委員長1名、副委員長2名、同条第4項に基づき大会アンバサダー2名、同条第5項に基づき会長1名、会長代行1名、第3条に基づき委員50名を置いている。

3 会計

令和5年度、令和6年度、令和7年度における市補助金の支出状況は、以下のとおりである。

[表] 市補助金の推移

(単位：円)

	開催補助金額
令和5年度 第10回小野ハーフマラソン2023	7,717,446
令和6年度 第11回小野ハーフマラソン2024	12,000,000
令和7年度 第12回小野ハーフマラソン2025	9,200,000

※ 令和7年度開催補助金額は、12月末時点の負担行為額である。

4 共催基本協定書について

当該協定書においては、小野ハーフマラソン実行委員会と株式会社オフィスS.I.Cとが共催し、小野ハーフマラソンを継続的に開催するための協定を定めている。平成26年に制定し、平成28年に改正以後、本年度で第12回となる小野ハーフマラソンを、当該協定書に基づき開催している。

当該協定書においては、第7条第4項において、大会終了後3カ月以内に次回大会開催の詳細について協議をし、個別協定を締結するものとする定め、第9条第2項において、不慮の事故や天災地変等の問題が生じた場合には協議により解決に当たると定めている。しかし、小野ハーフマラソンの回を重ねても、当該協定書の枠組みを外れ、別途定めるべき案件が生じなかったため、これまで、次回大会開催の詳細について個別協定を結ばず、協議のみで終えているとの説明を受けた。

小野ハーフマラソンの開催について、危急の事態に限らず個別協定を要さないのであれば、当該協定書から個別協定に係る条文を取り去り、協議により定めると改めていただきたい。